

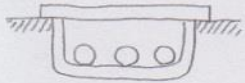
420. 地上に施設する電線路・地中電線路の施設(電技)

〈地上に施設する電線路〉

・低圧または高圧の地上に施設する電線路は、使用電圧が低圧の場合は、電線にケーブル、クロロプレンキャブタイヤケーブル(三種、四種)またはクロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル(三種、四種)を、高圧の場合は、ケーブル、三種クロロプレンキャブタイヤケーブルまたは三種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用して、下図のように施設しなければならない。

・また、電線を収める防護装置の金属製部分、金属製の電線接続箱、電線の被覆に使用する金属体にはD種接地工事を施さなければならない。

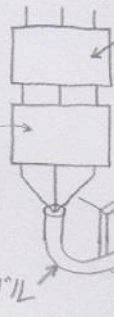
④ ケーブルを使用する場合



・開きまたはトラフには、取扱者以外の者が容易に開ける事ができないような構造を有する鉄製または鉄筋コンクリート製のふたを設ける。電線は鉄筋コンクリート製の堅固な開きまたはトラフに収める。

⑤ キャブタイヤケーブルによる場合

・使用電圧が300Vを超える低圧または高圧の電路には、電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設する。



・電線路の電源側に、専用の開閉器および過電流遮断器を各極(過電流遮断器は多線式電路の中性極を除く)に施設する。

・電線の途中に接続点を設けない。

・電線は、損傷を受ける恐れが無いように開き等に収める。ただし、取扱者以外の者が入りできないように措置した場所に施設する場合には、開き等に収めなくともよい。

キャブタイヤケーブル

〈地中電線路の施設〉

第21条(架空電線及び地中電線の感電の防止): 1(第407参照) 2: 地中電線(地中電線路の電線という、以下同じ)には、感電の恐れが無いよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有するケーブルを使用しなければならない。

第23条(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止): 1(第399参照) 2: 地中電線路に施設する地中箱は、取扱者以外の者が容易に立ち入る恐れが無いように施設しなければならない。

第30条(地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止): 地中電線、屋側電線及びトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、他の電線、弱電流電線等又は管(他の電線等という、以下この条において同じ。)と接近し、又は交差する場合には、故障時のアーク放電により他の電線等を損傷する恐れが無いように施設しなければならない。ただし、感電又は火災の恐れが無い場合であって、他の電線等の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第47条(地中電線路の保護): 地中電線路は、車両その他の重量物による圧力に耐え、かつ当該地中電線路を埋設している旨の表示等により掘削工事からの影響を受けないように施設しなければならない。2: 地中電線路の内その内部で作業が可能なものには、防火措置を講じなければならない。

安全対策
が第一

地中電線は電
技で感電防止
のためにケーブ
ルの使用を定
めているので、
フェランチ現象
は調相設備な
どで対応する

ケーブルを使うと
静電容量の増加
により、フェラン
チ現象が発生する
とか電力でやた
けれど...

